

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年3月23日付け輸出注意事項24第24号）

改正後	現行
<p>6. 用語の解釈</p> <p>(A) 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における用語の解釈</p> <p>核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとする。</p> <p>[核兵器等開発等省令(本文関係)]</p> <p>(1)～(13)(略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>6. 用語の解釈</p> <p>(A) 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における用語の解釈</p> <p>核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとする。</p> <p>[核兵器等開発等省令(本文関係)]</p> <p>(1)～(13)(略)</p> <p><u>(14)「化学物質の開発若しくは製造(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」</u></p> <p><u>その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、「経済産業大臣が告示で定めるもの」(輸出令別表第1の3の項の(1)に掲げる貨物の開発若しくは製造、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)別表に掲げる物質の開発若しくは製造又は農薬(殺菌剤を含む)、肥料若しくは殺虫剤の開発若しくは製造)のいずれにも該当しないことが明らかなものについては、ここでいう「化学物質の開発若しくは製造」から除かれる。</u></p> <p><u>単に「化学物質の開発若しくは製造」と示され、「経済産業大臣が告示で定めるもの」に該当するか否かが不明の場合は、ここでいう化学物質の開発若しくは製造に該当することとなる。</u></p> <p><u>(15)「宇宙に関する研究(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」</u></p> <p><u>その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等</u></p>

(削る)

(削る)

[核兵器等開発等告示(本文関係)]

(14) ~ (17) (略)

(B) (略)

からの連絡において、専ら天文学に関する研究であることが示されているものについては、ここでいう「宇宙に関する研究」から除かれる。

単に「宇宙の研究」と示され、専ら天文学に関する研究であるか否かが不明な場合は、ここでいう「宇宙に関する研究」に該当することとなる。

(16)「軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関」

別表第六号に規定する行為については、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。

(17)「委託を受けて行われることが明らかにされているもの」

別表第六号に規定する行為については、前記(16)に加え、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関から委託を受けて行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該行政機関から委託を受けたものか否かが不明である場合には、別表第六号には該当しない。

[核兵器等開発等告示(本文関係)]

(18) ~ (21) (略)

(B) (略)